

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同欄第一一般的事項第六号中「第十五条第四項」を「第十五条の二第五項」に改め、同号を同欄第一一般的事項第五号とし、同欄第一一般的事項第七号中「第十四条」の下に「（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第一一般的事項第六号とし、同欄第一一般的事項第八号中「第二十条」を「第二十一条」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、「追加、」を削り、同号を同欄第一一般的事項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 任用規則第二十八条の規定による名簿の提示

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第一一般的事項第二十三号中「以下「給与規則」という。」を削り、同号を同欄第一一般的事項第二十二号とし、同欄第一一般的事項第二十四号を削り、同欄第一一般的事項第二十五号中「以下「給料表適用範囲規則」という。」を削り、「及び第六条」を「第六条及び第七条第二号」に改め、「職員の認定等」の下に「並びに同規則第八条に規定する承認」を加え、同号を同欄第一一般的事項第二十三号とし、同欄第一一般的事項第二十六号を削り、同欄第一一般的事項第二十七号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）別表

第一備考3及び別表第二備考3に規定する承認

二十六 等級別基準職務表等に関する運用方針（平成二十八年広島県人事委員会指令第百五十二号）の別冊級別職務分類表の1の表備考4の規定による特例の承認

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項中第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）第二条の規定による権衡職員の地域手当の決定

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項中第三十号を第二十九号とし、同欄第一一般的事項第三十一号中「第五の五」を「第五第五項」に、「第八の二」を「第八第二項」に改め、同号を同欄第一一般的事項第三十号とし、同欄第一一般的事項中第三十二号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第一一般的事項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 地公法第三十八条の四第二項の規定による報告聴取及び意見

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項中第四十六号を第四十七号とし、第四十五号を第四十六号とし、第四十四号を第四十五号とし、同欄第一一般的事項第四十三号中「可否の決定」の下に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同号を同欄第一一般的事項第四十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十三 地公法第三十八条の五第一項の規定による調査要求並びに同条第二項の規定による報告聴取及び意見

別表第一事務局長専決事項の欄第二人事委員会事務局職員に関する事項第三号中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改める。

附 則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。